

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 地方公営企業法第三十九条第二項の規定により知事が定める職の指定の一部改正
- 指定居宅サービスの事業の廃止
- 特定計量器定期検査
- 保安林の指定予定
- 保安林の解除予定
- 収納事務の委託
- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧
- 土地改良区役員の退任及び就任届
- 土地改良区の定款変更の認可
- 公共測量の実施
- 随意契約の相手方の決定

【公告】

- 人事課
- 指導監査課
- 工業技術センター
- 治山課
- 都市計画課
- 経営支援課
- 耕地課
- 監理課
- 会計課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百二十九号

昭和四十年岡山県告示第五百三十六号（地方公営企業法第三十九条第二項の規定により知事が定める職の指定）の一部を次のように改正する。

令和六年五月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

二中「課長及び総括参事」を「及び課長」に改める。

◎岡山県告示第二百三十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年五月十七日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ハッピーワンヘルパーステーション

2 所在地

岡山県浅口市鴨方町小坂西五五八一―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ハッピーワン

2 所在地

岡山県浅口市鴨方町小坂西七四九番地

三 廃止の届出を受理した年月日

令和六年五月七日

四 介護保険事業所番号

三三七二七〇〇九〇〇

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第二百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和六年五月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

岡山市北区御津高津字平井谷東一四七四、字平井谷西一四七六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字平井谷西一四七六（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和六年五月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

真庭市豊栄字コダニ一四〇三、字スゲノタニ一四六九の一、字カゲヒラ一四七五の一、字ハナノキダニ一四七七の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和六年五月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 解除予定保安林の所在場所
岡山市南区飽浦字不老谷九四一の四、字岩穴九四四の四
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

◎岡山県告示第二百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和六年五月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 解除予定保安林の所在場所
岡山市南区飽浦字不老谷九四一の五、字岩穴九四四の五
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

令和6年5月17日 岡山県公報 第12600号

◎岡山県告示第二百三十六号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、収納の事務を次のとおり委託した。

令和六年五月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 委託した事務の内容
- 二 に掲げる使用料等の収納の事務
- 二 委託した収入の種類
- 岡山県立都市公園条例（昭和四十一年岡山県条例第三十号）別表第四に掲げる後樂園に係る使用料、別表第五の一の表に掲げる有料公園使用料及び別表第五の二の（一）の表に掲げる後樂園施設使用料（駐車場の使用料を除く。）並びに生産物売払代金
- 三 委託を受けた者の名称及び所在地
- 公益財団法人岡山県郷土文化財団
- 岡山市北区表町一丁目七番一五号
- 四 委託を受けた事務を行う場所
- 岡山市北区後樂園一番五号
- 後樂園内
- 五 委託の期間
- 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

令和6年5月17日 岡山県公報 第12600号

〔二五六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年五月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ライフガーデン総社南

所在地 総社市中原宇東原八〇六番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 NECキャピタルソリューション株式会社

住所 東京都港区港南二丁目一五番三号

代表者の氏名 代表取締役 菅沼 正明

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 ダイレックス株式会社

住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地

代表者の氏名 代表取締役 多田 高志

（変更後）名称 ダイレックス株式会社

住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地

代表者の氏名 代表取締役 五味 肇

4 変更年月日

令和六年三月一日

二 届出年月日

令和六年五月七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和六年五月十七日から同年九月十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和6年5月17日 岡山県公報 第12600号

〔二五七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年五月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス井原店

所在地 井原市井原町一〇八番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 JA三井リース建物株式会社

住所 東京都中央区銀座八丁目一三番一号

代表者の氏名 代表取締役 工藤 真樹

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 ダイレックス株式会社

住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地

代表者の氏名 代表取締役 多田 高志

（変更後）名称 ダイレックス株式会社

住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地

代表者の氏名 代表取締役 五味 肇

4 変更年月日

令和六年三月一日

二 届出年月日

令和六年五月七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和六年五月十七日から同年九月十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和6年5月17日 岡山県公報 第12600号

〔二五八〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。
令和六年五月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一	土地改良区の名称	退任役員	就任役員	住所	理事別
	勝英土地改良区	則本 陽介 氏 名	美作市中尾一〇一七	勝田郡勝央町岡四八―六	理事
		古山 葉富 氏 名		勝田郡鏡野町沢田一二〇	理事
				和仁 敏行	理事

令和6年5月17日 岡山県公報 第12600号

〔二五九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和六年五月十七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

香々美土地改良区

二 認可年月日

令和六年五月十日

令和6年5月17日 岡山県公報 第12600号

〔二六〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年五月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市北区下足守 地内	測量区域
公共測量（二級基準点測量及び四級基準点測量）	測量の種類
令和六年五月十日から同年七月三十一日まで	測量期間

令和6年5月17日 岡山県公報 第12600号

〔二六一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和六年五月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称
岡山県統合財務会計システム保守運用業務
- 二 契約期間
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局会計課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和六年四月一日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社NTTデータ中国 岡山支店長 二井田 剛
岡山県岡山市北区表町一丁目五番一号
- 六 契約金額
四〇、五九九、九〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、六九〇、九〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため